

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 6 月 30 日（諮問第 73 号）

答申日：令和 6 年 3 月 1 日（答申第 73 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

北九州市長が行った不開示決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

令和 5 年 1 月 30 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「令和 4 年 9 月 30 日同日付でカード廃止の処理を完了していると連絡をいただきました。しかし、カード廃止とはどのような状態のことを言うのか？令和 5 年 1 月 30 日現時点でパソコンに打ち出されている〇〇本人の個人情報のすべての写しを交付希望」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同年 3 月 1 日付け北九市市戸第 1730 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

#### 2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 30 条の 26 第 1 項は、個人情報を他人にもらしてはいけないという趣旨であり、本人に対して開示することに問題はない。
- (2) 不開示が妥当というのなら、本人の個人情報が適正に使用されているか確認するための開示請求権の意味がない。
- (3) 本件処分は、審査請求人の知る権利を侵害している。

### 第 3 処分庁の主張

#### 1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、住基法第 30 条の 26 第 1 項に規定する本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密であり、条例第 18 条第 8 号に該当する。

- (2) 審査請求人が求める本件保有個人情報、システム画面の写しであり、システム画面そのものが、電子計算機処理等に関する秘密に該当する。
- (3) 一方で、システム画面に表示される情報はこれに当たらないため、システム画面に表示される審査請求人についての情報を抽出したものを開示することは可能であり、この代替手段により審査請求人は自身の個人情報について確認することができるため、審査請求人の知る権利を侵害しない。

## 2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

## 第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 6 月 30 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 10 月 2 日 審議
- ③ 令和 5 年 11 月 16 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 1 月 19 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 2 月 13 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

### 1 関係する法令について

#### (1) 条例第 18 条第 8 号について

条例第 18 条第 8 号は、「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができない情報」について不開示情報としている。

ここでいう法令には、法律、政令、省令その他国の機関の発する命令のほか、条例並びに規則、執行機関等の定める規程等をいう。

また、情報には、法令が明文の規定で公にすることを禁止している情報、他の目的による利用を禁止している情報又は具体的に守秘義務を課している情報に限らず、法令の趣旨や目的から開示することが禁止されていると認められる情報が該当する。

#### (2) 住基法第 30 条の 26 第 1 項について

住基法第 30 条の 26 第 1 項は、本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員等は、「その事務に関して知り得た本人確認情報に関

する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない」と規定している。

## 2 本件保有個人情報について

- (1) 本件保有個人情報は、審査請求人のマイナンバーカードの状況が表示されるシステム画面そのものの写しであり、当該画面は総務省と、地方公共団体情報システム機構が所管・管理している住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の画面である。
- (2) 審査請求人のマイナンバーカードの状況が表示されるシステム画面は、住基法第 30 条の 26 第 1 項により、本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員等に守秘義務が課されている「本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密」に当たる。

## 3 本件保有個人情報の不開示情報該当性について

- (1) この点、条例第 18 条第 8 号の「法令の定めるところにより・・・開示することができない情報」は、法令等の明文の規定で開示することが禁止されている情報に限らず、個別法により具体的な守秘義務が課されている情報も含まれると解されている。
- (2) 住基法第 30 条の 26 第 1 項は、本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員等が、その事務に関して知り得た「本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密」（マイナンバーカードの状況が表示されるシステム画面）を漏らしてはならないと規定し、個別法により具体的な守秘義務を課していることから、本件保有個人情報（審査請求人のマイナンバーカードの状況が表示されるシステム画面そのものの写し）は、条例第 18 条第 8 号の「法令の定めるところにより・・・開示することができない情報」に該当する。
- (3) よって、当審査会としては、原処分が条例第 18 条第 8 号の不開示事由に該当するとして、本件保有個人情報を不開示と決定したことは妥当と判断する。
- (4) なお、審査請求人は、住基法第 30 条の 26 第 1 項は、個人情報を他人にもらしてはいけないという趣旨であり、本人に対して開示することに問題はないと主張するが、住基法第 30 条の 26 第 1 項には、本人に対して開示する場合に守秘義務を解除すると規定されていないことから、審査請求人の主張は理由がない。

## 4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子